「ESET まるごと安心パック」 利用約款

【重要】ご購入・ご利用前に注意してお読みください！

●本「ESET まるごと安心パック 利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「本製品」及び「本サービス」（第 1 条に定めます。）の内容、制約事項等を定めるものです。「本製品」の購入及び「本サービス」の利用開始前に、本約款を注意してお読みください。

●「本サービス」の利用は、お客様が「対象プログラム」（第 1 条に定めます。）を適正に使用されていること、並びに本約款及び「対象プログラム」に関するライセンサー所定の使用許諾契約に同意されていることが前提条件となります。お客様が「本製品」の購入を申込んだ時点で、本約款に同意したものとみなされます。

●「本サービス」には、当社又は当社の委託先の「オペレータ」（第 1 条に定めます。）がインターネット回線を通じて直接お客様の PC 環境に接続し、画面を共有し、遠隔操作を行うリモートサポート（以下「リモートサポート」といいます。）と称されるサービスが含まれます。お客様は、かかる遠隔操作等が行われることにつき、予め同意の上で「本サービス」をご利用いただくと共に、これに関して当社に異議を申し立てないものとします。

なお、かかる「リモートサポート」に伴うお客様の情報の取扱いについては、第 25 条および第 26 条に定める通りとします。

●－18 歳未満のお客様へ－

18 歳未満のお客様が「本製品」を購入し、「本サービス」をご利用になる際には、必ず保護者の方の同意のもとに行なっていただくようお願いします。

第１章 総則

第１条（用語の定義）

次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

① 「対象プログラム」とは、スロバキア法人 ESET, spol. s r.o.製のセキュリティソフトウェアプログラム「ESET シリーズ」のうち、以下に掲載するものをいいます。

URL：https://canon-its.jp/eset/anshin

② 「シリアル番号」とは、お客様が別途購入された「対象プログラム」に紐づくお客様固有のシリアルナンバーをいいます。

③ 「本サービス」とは、「対象プログラム」に付随するサポートサービスに追加される次の各オプションサービスの総称であって、その内容は「本サービスの詳細」に定めます。

(1) チャットサポート

(2) リモートサポート

(3) 「対象プログラム」以外の他社製ソフトウェアサポート

④ 「本製品」とは、「本サービス」を利用する権利が証券化された形態のサービスパック製品をいいます。

⑤ 「本サービスの詳細」とは、「本サービス」のサービスレベル、内容、利用条件等の詳細を記載した当社所定の仕様書であって、以下に掲載するものをいいます。

URL：https://canon-its.jp/eset/anshin/detail

⑥ 「利用契約」とは第９条第 4 項に基づきお客様と当社間で成立する「本サービス」の利用に関する個別の契約をいいます。

⑦ 「管理サーバ」とは、当社又は当社の委託先若しくはライセンサーが管理する、「本サービス」提供のために必要となるサーバ（仮想サーバ及びマルチテナント環境を含みます。）及びこれに関連する通信回線その他の設備の総称をいいます。

⑧ 「オペレータ」とは、「本サービス」の対応連絡窓口となる当社又は当社の委託先の要員をいいます。

⑨ 「お客様 PC 等」とは、「本サービス」を利用するためにお客様による設置及び準備が必要となる PC 等のハードウェア、ソフトウェア、ドライバ、電気通信設備、インターネット回線、その他関連する機器、システム等の総称をいい、その詳細は「本サービスの詳細」に定めます。

⑩ 「リモートツール」とは、「本サービス」のうち「リモートサポート」を利用するために、「お客様PC等」にインストールが必要となる固有のソフトウェアをいい、その詳細、使用方法等は「本サービスの詳細」に定めます。

⑪ 「販売店」とは、「本製品」を再販売する当社所定の販売代理店をいいます。

第２条（本約款の適用）

1.当社は、本約款に基づき、お客様に対して「本サービス」を誠実に提供します。お客様は、本約款のほか適用される法令、条例及び諸規則を遵守するものとします。

2.「本サービスの詳細」は本約款の一部を構成するものであり、本約款と「本サービスの詳細」の定めが異なる場合は、「本サービスの詳細」の定めが優先して適用されるものとします。

第３条（本約款の変更）

1.当社は、法令、条例若しくは諸規則の制定若しくは改正、監督官庁の指導等があった場合又は当社が必要と判断した場合、原則３０日前までに、変更後の内容及びその掲載場所を第４条に基づき通知することにより、本約款又は「本サービスの詳細」を変更することができるものとします。

2.お客様が、変更後の本約款又は「本サービスの詳細」に同意できない場合、第11条の定めにかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することによって「利用契約」を解除することができるものとします。

第４条（通知の方法）

1.本約款に基づく当社からお客様に対する通知は、当社所定のWeb サイト（以下「当社サイト」といいます。）への掲載又は電子メールにて行なわれます。なお、緊急を要する場合は、かかる方法のほか電話又は適宜の手段で行なわれる場合があります。

2.「当社サイト」への掲載又は電子メールによる通知は、当社が「当社サイト」に掲載又は電子メールを送信した時点で効力が発生するものとします。但し、お客様の権利義務に重大な影響を与えると当社が判断した事項に関する通知の場合は、この限りではないものとします。

3.本約款に基づく電子メールによる通知は、「本製品」又は「対象プログラム」の購入時にお客様が登録された電子メールアドレス宛になされるものとします。お客様は、当該電子メールアドレスを変更した場合、速やかに新たな電子メールアドレスを登録するものとし、当該変更手続を怠ったことに起因又は関連してお客様が損害又は不利益を被った場合であっても、当社は、一切その責任を負わないものとします。お客様が登録した電子メールアドレスについて迷惑メールの設定がなされ、その結果当社からの電子メールが受信されなかったことに起因又は関連して、お客様が損害又は不利益を被った場合も、同様とします。

第５条（提供地域）

「本サービス」は、日本国内において、当社水準のネットワーク回線及び環境が整備された地域においてのみ提供されます。但し、「本サービス」を提供することが技術上著しく困難と当社が判断した場合には、この限りではありません。

第６条（業務委託）

当社は、「本サービス」の提供又は運営に関する業務の全部又は一部の実施を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。 この場合であっても、本約款に基づく当社の義務は、何ら軽減されるものではありません。

第７条（譲渡及び承継の禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款又は「利用契約」に関連して生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

第８条（準拠法及び専属合意管轄裁判所）

本約款及び「利用契約」に関する準拠法は日本法とします。また、お客様と当社との間で紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２章 利用契約

第９条（「本製品」の購入/「利用契約」の成立）

1.「本サービス」の提供は、「対象プログラム」の利用が前提条件となります。「対象プログラム」と「本製品」のセット製品を購入される場合又は「対象プログラム」と「本製品」を同時に購入される場合を除き、「対象プログラム」を利用されていないお客様は、「本製品」のみを単独で購入し、「本サービス」のみを利用することはできません。

2.「本サービス」の利用を希望されるお客様は、本約款及び「対象プログラム」の使用許諾契約に同意いただいた上で、当社又「販売店」に対して、「本製品」の購入を申込むものとします。かかるお客様による申込時点で、お客様は本約款に同意したものとみなされます。なお、かかる購入申込に際して、当社又は「販売店」は、お客様に対して所定の申込書等への必要事項の記載を求めることがあります。

3.前項の申込に関して、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社又は「販売店」は、お客様からの当該申込及び「本サービス」の提供を拒絶することができ、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

① お客様が虚偽の事項で申込を行った場合
② 18 歳未満のお客様が、保護者の同意を得ていなかった場合
③ お客様が、当社又は「販売店」に対して過去に重大な契約違反又は債務不履行を行った事実がある場合
④ お客様が、本約款に違反することになる場合、又はその恐れがある場合
⑤ お客様が日本国内の個人、法人又は団体でない場合
⑥ お客様に「本サービス」を提供することが当社又は「販売店」の業務上若しくは技術上著しく困難であると判断される場合

⑦ その他お客様に対して「本サービス」を提供することが不適当であると判断される相当の理由がある場合

4.第２項の申込を当社又は「販売店」が応諾したときをもって、お客様と当社又は「販売店」間の「本製品」に関する売買契約、並びに当社とお客様間の「本サービス」の「利用契約」が成立するものとします。

第10条（有効期間）

「利用契約」の有効期間は、第９条第４項に定める「利用契約」の成立日より、別途特段の合意がない限り、原則として付随する「対象プログラム」のライセンスが終了するまでとします。

第11条（お客様による解約）

1.お客様は、「本製品」の月額版（以下「月額版」といいます。）を利用する場合を除き、成立済みの「利用契約」を解除することはできません。

2.お客様が、「月額版」を利用されている場合で、「利用契約」の解約を希望される場合は、解約希望月の末日までに、別途当社が案内する方法にて、当社に対して解約の通知を行うものとします。

3.当社が前項の解約通知を受領した月の末日をもって、「利用契約」は終了するものとします。

第12条（当社による解除）

1.当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、お客様に対して事前に通知することにより、「利用契約」の全部又は一部を解除することができるものとします。

① 振り出し、裏書きし、若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合

② 破産、更生、民事再生手続、特別清算手続開始等の申し立てがなされた場合、第三者より差押、仮差押、仮処分等の申し立てを受けた場合、又は租税滞納処分を受けた場合

③ 前各号の他、お客様の資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、「利用契約」に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる場合

④ 本約款の定めに違反し、相当の期間を付して催告してもなお、当該期間内に是正されない場合

2.当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様に通知することにより、「利用契約」に基づく支払い債務について、直ちにお客様の期限の利益を喪失させることができるものとします。この場合、お客様は、当該債務全額を直ちに現金にて当社又は「販売店」に対して弁済するものとします。

第３章 サービスレベル

第13条 （サービスレベル）

「本サービス」の種類、サービスレベル及び詳細等は、「本サービスの詳細」に定める通りとします。別途当社とお客様間において書面で合意しない限り、いかなる場合であっても、当社は、当該条件及び「本サービスの詳細」の定めを超えて、「本サービス」を提供する義務を負いません。

第14条（適用除外）

「本サービスの詳細」において、「本サービス」の適用除外事項が明示されている場合、当社は、これらの事項について、サポートサービスその他の対応責任を負わないものとします。

第４章 料金及び支払い

第15条（料金/支払方法）

1.「本製品」の料金は、別途当社又は「販売店」が案内する価格表、見積書等に定める通りとします。

2.「本製品」のうち「月額版」について、お客様は、別途当社が提示する支払方法に従い、毎月当社に対して支払うものとします。かかる月額払いにおいて、お客様が料金の支払いを遅延した場合、遅延日数に応じて年利 14.6%の割合により算出される遅延損害金を、当社に支払うものとします。

第５章 お客様の義務及び禁止行為等

第16条（「シリアル番号」の取扱い）

1.「本サービス」の利用には、「シリアル番号」が必要となります。お客様は、「本サービス」の利用の都度、有効な「シリアル番号」を「オペレータ」に対して通知するものとします。

2.お客様は、「シリアル番号」を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、特段の事情がある場合を除き、原則として第三者に対して開示又は提供してはならないものとします。

3.お客様による「シリアル番号」の不正使用、使用上の過誤、紛失、盗難又は漏洩、お客様以外の第三者による「シリアル番号」の不正使用によって生じた損害に関する責任は、お客様が単独で負うものとし、当社、当社の委託先、ライセンサー及び「販売店」は一切の責任を負わないものとします。

第17条（お客様の義務）

1.お客様は、「本サービス」を利用するにあたり、次の各号の定めを遵守するものとします。但し、かかる条件を満たしている場合であっても、利用状況によっては、「本サービス」を提供できない場合

があります。

① 本約款、「本サービスの詳細」、「対象プログラム」の使用許諾契約その他「本サービス」の利用に関してお客様に適用される各契約条件を遵守すること

② お客様本人が利用すること

③ 有効な「シリアル番号」を、「オペレータ」に対して正確に通知すること

④「お客様 PC 等」が 1 Mbps 以上の高速・大容量インターネット回線に接続され、通信に障害がないこと

⑤「お客様 PC 等」及びそれらに適用されるセキュリティソフト等が、「オペレータ」及び「管理サーバ」との通信を遮断しないこと

⑥ 前二号のほか、お客様自身の費用負担において、「本サービスの詳細」に定める条件及び推奨環境を満たした「お客様 PC 等」を準備し、使用可能な状態にし、維持管理すること

⑦ 当社及び当社のライセンサー等が提供するソフトウェア等（「対象プログラム」及び「リモートツール」を含みますが、これに限られません。）の使用許諾条件に同意し、「お客様 PC 等」へのダウンロード、インストール等を承諾し、完了すること

⑧「リモートサポート」の利用において、遠隔操作対象となる「お客様 PC 等」上にお客様の「機密情報」（第 25 条に定めます。）又は「個人情報」（第 26 条に定めます。）その他お客様が閲覧されては困ると判断するデータ等がある場合、予めお客様の責任でこれらの情報を「オペレータ」が閲覧できない状態に置くこと（外部記憶装置等への移動、パスワードロック、マスキング等の制限を含みますが、これらに限られません。）

⑨「本サービス」を提供するにあたり、当社が必要と判断し、要求したデータや情報を、「オペレータ」に対して速やかに提供すること

⑩「お客様 PC 等」に保存される各データ等について、自己の責任においてバックアップ保存を行うこと

⑪「オペレータ」の案内に従い、適切な操作に協力すること、また「リモートサポート」において、「オペレータ」が「お客様 PC 等」を遠隔操作することを承諾し、異議を唱えないこと

2.本条に基づくお客様の義務の遵守違反に関連して、お客様が「本サービス」を利用できず、またお客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び「販売店」はいかなる責任も負わないものとします。

第 18 条（禁止事項）

1.お客様は、いかなる場合であっても、次の各号に定める行為、又はその恐れがある行為を行ってはならず、また第三者に行わせてはならないものとします。

① 本約款及び「本サービスの詳細」等で定める範囲を超えて、「本サービス」を利用する行為

② 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利を侵害する行為

③「本サービス」を利用することによりアクセス又は入手可能な当社又は第三者の情報、コンテンツ、データ、データベース、ソフトウェア、システム及び設備等（「管理サーバ」及び「リモートツール」を含みますが、これに限られません。）を修正・改ざん、消去、複製、翻訳・翻案、公衆送信、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング及び解析等する行為

④ 当社又は第三者の設備等（「管理サーバ」を含みますが、これに限られません。）に電子的被害を与える行為

⑤ コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為

⑥ 第三者へのなりすまし行為、また「本サービス」を盗用する行為

⑦「本サービス」を商用目的その他営利を目的とした利用に供する行為

⑧ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により当社又は第三者の個人情報や機密情報を収集する行為

⑨ 特定の「オペレータ」を指名、忌避等する行為、又は特定の「オペレータ」に対する、威嚇的、脅迫的若しくは侮辱的な言動や行為

⑩「本サービス」利用において、過度に頻繁に問合わせを行ない、又は「本サービス」実施にかかる時間を不当に延伸する等、当社による円滑な業務遂行を妨げるような行為

⑪「本サービス」に日本国外からアクセスし、利用等する行為

⑫ 前各号のほか、法令・本約款又は公序良俗に違反する行為及び当該違反を誘引する行為、「本サービス」の提供又は運営を妨害する行為、当社又は第三者の信用を毀損する行為、その他当社又は第三者に不利益を与える行為

2.お客様は、第三者により、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3.本条に基づく禁止事項の遵守違反に関連して、お客様が「本サービス」を利用できず、またお客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び「販売店」はいかなる責任も負わないものとします。

4.本条の定めは、「利用契約」終了後も有効に存続するものとし

ます。

第6章 中止、停止等

第19条（本サービスの提供中止、停止）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、「本サービス」の提供を、一時的に中止又は停止することができるものとします。

① 「本サービス」提供に必要となる各設備、システム、通信回線等（「管理サーバ」及び「リモートツール」を含みますが、これらに限られません。本条において以下同じです。）を定期又は不定期に点検又は保守する場合、又は工事が必要な場合

② 電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合、又は電力会社若しくは電気小売事業者等が供給電力を停止した場合、その他「本サービス」提供に必要となる各設備、システム、通信回線等の事故等により、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合

③ 天災地変その他不可抗力等が発生し、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合

④ 前各号のほか、「本サービス」の提供又は運営に必要となる各設備、システム・通信回線等の運用上・技術上の観点から当社が必要と判断した場合

2.当社は、前項に基づき「本サービス」の提供を中止又は停止するときは、予め合理的な期間を設けて事前にお客様に第 4 条に基づき通知するものとします。但し、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

3.本条に基づく「本サービス」の中止又は停止に関連して、お客様が「本サービス」を利用できず、またお客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び「販売店」は損害賠償、代替措置の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

第20条（本サービスの廃止）

1.当社は、都合により「本サービス」の全部又は一部を一時的又は永続的に廃止することがあります。この場合、「利用契約」は終了するものとし、当社は、可能な限り30日以上前までに、その理由、期日等を、第 4 条に基づきお客様に通知するものとします。但し、当社と当社のライセンサーとの間の契約が理由の如何を問わず終了する等、やむを得ない事情がある場合は、事前に通知することなく、「利用契約」を終了することがあります。

2.本条に基づく「利用契約」の終了に関連して、お客様が「本サービス」を利用できず、お客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び「販売店」は損害賠償、代替措置の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

3.本条の定めは、「利用契約」終了後も有効に存続するものとします。

第7章 保証の否認、免責等

第21条（自己責任の原則）

1.当社は、いかなる場合であってもお客様による「本サービス」の利用において生じたお客様と第三者（他のお客様又は「お客様PC 等」に関連するハードウェア、ソフトウェアのメーカー、ライセンサー等を含みますが、これらに限られません。）との間において生じた取引、連絡、紛争等について、一切責任を負わないものとします。

2.お客様は、本約款の違反により、その他お客様の責に帰すべき事由により、当社、当社の委託先、ライセンサー又は「販売店」に損害が生じた場合、かかる損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。

3.本条の定めは、「利用契約」終了後も有効に存続するものとします。

第22条（保証の否認/免責）

1.当社は、「本サービス」の内容が、お客様の特定の目的に適合すること及びお客様の期待する品質、機能、価値、正確性、完全性、有用性を有すること、並びにお客様による「本サービス」の利用に不具合が生じないこと及び第三者の権利を侵害しないことについて、何ら保証及び補償しないものとします。

2.当社は、「お客様 PC 等」の故障又は損傷、その他お客様による「本サービス」の利用に起因してお客様が被った損害につき、本契約において明示的に定める範囲を超えて、一切の賠償責任を負わないものとします。

3.第 4 条第3項、第 16 条第3項、第 17 条第2項、第 18 条第3項、第19条第3項、第20条第2項、第21条第1項、第22条第1項、第2項若しくは第4項及び第24条第5項その他本約款に明示的に定める免責条項の定めは、当社、当社の委託先、ライセンサー又は「販売店」に故意又は重過失がある場合には、適用されないものとします。

4.当社は、お客様に対して、当社による本約款違反その他当社の責に帰すべき事由により本約款に関連して何らかの賠償責任を負う場合であっても、当該賠償責任の原因となった個別の「利用契約」に基づき、お客様が当社に支払った「本製品」の購入料金を超えて賠償する義務を負わないものとします。なお、当社は、間接損害、特別損害及び逸失利益（データ類の滅失等による損害を含みます。）について、当社がかかる損害の可能性につい

て予見し得た場合においても、一切の賠償責任を負わないものとします。
5.本条の定めは、「利用契約」の終了後も有効に存続するものとします。

第23条（不可抗力）

天災地変その他当社の責によらない不可抗力等の事由により、当社が「本サービス」の全部又は一部を履行できない場合、当社は、債務不履行の責を負わないものとします。不可抗力には、地震、津波、台風、豪雨、豪雪その他の天災地変、戦争、テロ・サイバーテロ、内乱、暴動、感染症、政府または政府機関の行為、労働争議（ストライキ）、停電、電気通信の中断又は中止、輸送機関の事故等が含まれますが、これらに限定されません。

第8章 情報の取扱い

第24条（お客様情報の取り扱い）

1.当社は、次の各号に定めるお客様固有の情報、データ類（総称して、以下「お客様情報」といいます。）を適正に管理することに努めます。

① 「本製品」の購入時の申込情報
② 「本サービス」利用毎の問合せ内容、利用履歴等
③ 「リモートサポート」利用時における「お客様 PC 等」の画面上の情報、データ、コンテンツ等
④ その他「本サービス」の利用を通じてお客様から当社又は「オペレータ」に開示又は提供されるお客様固有の情報、データ類

2.当社は、「本サービス」の提供のため、「お客様情報」を使用し、複写、複製し、公衆送信（送信可能化を含みます。）し、「管理サーバ」上に保存等し、また当社の委託先又はライセンサーにこれらの行為をさせることがあります。お客様は、当社に対して、当社がこれらの行為を行い、また行わせることについて、必要となる一切の権利を許諾するものとします。
3.前項のほか、当社は、「本サービス」の提供その他当社の別サービスや製品等をご案内する目的の範囲内で、「お客様情報」を利用し、利用させることができるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。
4.理由の如何を問わず「利用契約」が終了した場合、当社は、本条に基づき受領し、「管理サーバ」等に保存している「お客様情報」を、直ちに削除することができるものとします。
5.当社は前項に基づき「お客様情報」を削除したことによってお客様に生じた損害を賠償する義務を一切負わないものとします。
6.本条の定めは、「利用契約」の終了後も有効に存続するものとします。

第25条（機密情報の取扱い）

1.前条各項の定めにかかわらず、「本サービス」の提供に際して、当社は機密保持を要するお客様固有のデータ、情報等（以下「機密情報」といいます。）を必要としません。
2.お客様は、当社及び「オペレータ」に対して、原則として「機密情報」を開示又は提供せず、また「お客様情報」にこれらを含まないことに同意するものとし、当社及び「オペレータ」がこれらを知ることのないよう、必要な措置を講ずるものとします。特に、「リモートサービス」の利用において、お客様は、第 17 条第１項第８号に定める措置を徹底するものとします。

第26条（個人情報の取扱い）

1.当社は、「本サービス」の提供に際して、お客様より受領した個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定めるものをいい、以下「個人情報」といいます。）を次の各号に定める目的にて使用します。「個人情報」を提供いただけない場合には、「本サービス」の全部または一部が利用できない場合があります。

① 「本サービス」の提供のため
② マーケティング活動のため（ご提供いただいた「個人情報」を元にした電子メールの配信、DM、電話等での各種情報の提供等を含みます）
③ 「本サービス」に関連する新サービス開始の案内を行なうため
④ 各種アンケート調査の協力依頼を行うため
⑤ キヤノングループ会社（キヤノン株式会社およびキヤノン株式会社の関係会社をいいます。以下同じ）の商品・サービスの開発、キヤノングループ会社の商品・サービスの品質等の向上、キヤノングループ会社の各種のマーケティング施策の検討およびお客様のサポート等のため
⑥ キヤノングループ会社、サービス登録店またはキヤノンの提携会社のサービスの提供のため

2.当社はお客様から受領した「個人情報」を適切な安全対策のもと管理し、漏えい等の防止に努めます。
3.当社は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、お客様の同意なく、第三者に「個人情報」を開示または提供しないものとします。

① 法令に基づく場合
② 第 1 項各号に定める利用目的のために、適切な機密保持契約を締結した業務委託先へ委託する必要がある場合

4.お客様が自らの「個人情報」の開示、訂正または削除を希望する場合には、次の宛先に連絡するものとします。

【個人情報保護管理者】

キヤノンマーケティングジャパン株式会社　セキュリティソリューション企画本部 セキュリティソリューション商品企画部 セキュリティソリューション商品企画第一課　課長

【お問い合わせ先】

キヤノンマーケティングジャパン株式会社　セキュリティソリューション企画本部 セキュリティソリューション商品企画部

ＴＥＬ　03－6701－3475

5.本条の定めは、「利用契約」の終了後も有効に存続するものとします。

第27条（通信の秘密）

1.前二条の定めにかかわらず、万一、当社、当社の委託先又はライセンサーが、警察等の法律上の照会権限を有する者から法令等（電気通信事業法に基づく通信の秘密を含みますが、これに限られません。）に基づき「お客様情報」について照会を受けた場合は、当社又は当社の委託先若しくはライセンサーは、当該照会に必要な範囲においてのみ、事前にお客様の承諾を得ることなく、当該照会に基づく情報開示に応じることができるものとします。

2.本条の定めは、「利用契約」の終了後も有効に存続するものとします。

第9章 その他

第28条（知的財産権）

1.「対象プログラム」及び「本サービス」（「管理サーバ」及び「リモートツール」を含みます。本条において以下同じです。）に関する一切の権利（著作権及びその他の知的財産権、その他の財産権を含む一切の権利をいいます。）は当社又は当社の委託先若しくはライセンサーに帰属するものとし、本約款に別段の定めがある場合を除き、お客様に対して、何らの権利も許諾、譲渡等されるものではありません。

2.「本サービス」には、オープンソース・ソフトウェア又は第三者が権利を有するソフトウェア若しくはサービス（総称して、以下「第三者ソフトウェア」といいます。）が使用されています。当該「第三者ソフトウェア」の内容その他使用条件は、「本サービスの詳細」又は関連するマニュアル等に定めるとおりとします。当該「第三者ソフトウェア」に関する使用条件は、本約款に優先して適用されるものとします。

3.本条の定めは、「利用契約」終了後も有効に存続するものとします。

第29条　（反社会的勢力との取引等の禁止）

1.お客様及び当社は、自己（役員を含みます。）が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、又は交際しないことを約するものとします。

2.お客様及び当社は、相手方が前項に違反し、又はその恐れがある場合には、相手方に通知のうえ、「利用契約」を解除することができるものとし、相手方との一切の取引及び契約を終了させることができるものとします。

第30条（その他）

1.本約款の定めは、「利用契約」成立日までに「本サービス」の提供に関してお客様と当社間でなされた口頭又は書面による合意等に優先して適用されるものとします。

2.本約款の一部が正当な管轄権を有する裁判所により無効、取消又は違法と判断された場合であっても、その他の条項は有効に存続するものとします。

3.本約款又は「利用契約」に関して疑義が生じた場合は、お客様と当社間で誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとします。

以上

2020年11月5日 発行

【更改履歴】

2020年11月5日

第26条（個人情報の取扱い）を追加

2020年4月1日：

第3条（本約款の変更）を修正